



優良派遣認定事業者一覧 142社

2024年4月1日現在

株式会社 AltX
BCC 株式会社
株式会社 FMC
株式会社Gファクトリー
株式会社 ITC
株式会社 JR東日本パーソナルサービス
MS&AD スタッフサービス株式会社
SG フィルダール株式会社
UT エフサス・クリエ株式会社
UT パートナース株式会社
WDB 株式会社
株式会社アーデントスタッフ
株式会社アイシン・コロバ
アイピーエージェント株式会社
株式会社アイル
株式会社アヴァンティスタッフ
株式会社アクティ
株式会社アクトエンジニアリング
旭化成アマダス株式会社
株式会社アシスト
株式会社アシストエンジニアリング
株式会社アソウ・アルファ
株式会社アソウ・ヒューマニーセンター
アソート株式会社
アデコ株式会社
アビリティセンター株式会社
株式会社アルトナー
株式会社アルファネット
株式会社アルプス技研
株式会社アルプスビジネスサービス
株式会社イー・ステート・オンライン
株式会社イカイアウトソーシング
株式会社イカイコントラクト
伊予鉄総合企画株式会社
株式会社ウイルテック
株式会社エイジェック
株式会社エー・オー・シー
株式会社エー・トゥー・ゼット
エヌエス・ジャパン株式会社
株式会社エクスパートパワーシズオカ
株式会社エスプールヒューマンソリューションズ
株式会社エスユーエス
株式会社エム・ケイヒューマンネット
株式会社カインズサービス
株式会社カインズスタッフ
キヤノンビズアテンダ株式会社
株式会社キャリアパワー
株式会社キャリアプラス

株式会社キャリアプランニング
キャリアリンク株式会社
株式会社共立ソリューションズ
株式会社クリエアナブキ
株式会社クリエイト・マンパワーサービス
株式会社グロップ
株式会社グロップジョイ
株式会社ケイキャリアパートナーズ
ケービックス株式会社
コムシスシェアードサービス株式会社
株式会社サカイクリエート
サンヴァーテックス株式会社
株式会社サンキョウテクノスタッフ
株式会社三幸コーポレーション
株式会社サンスタッフ
株式会社ジェイウェイブ
株式会社ジェントリー
株式会社シグマスタッフ
ジャスネットコミュニケーションズ株式会社
ショウヨウ株式会社
株式会社ジャパנקリエイト
株式会社スタッフアイ
株式会社スタッフクリエイト
株式会社スタッフサービス
スミリンビジネスサービス株式会社
株式会社セゾンパーソナルプラス
株式会社セブン
株式会社セントラルサービス
セントランス株式会社
株式会社総合プラント
損保ジャパンキャリアビューロー株式会社
株式会社ダイキエンジニアリング
株式会社ダイセキ
株式会社タマディック
株式会社チェッカーサポート
株式会社ディンプル
株式会社テクノクリエイティブ
株式会社テクノプロ
テルウェル西日本株式会社
テンプスタッフフォーラム株式会社
株式会社東海道シグマ
株式会社東京海上日動キャリアサービス
株式会社トーコー
株式会社トライ・アットリソース
株式会社ニコン日総プライム
西日本エリートスタッフ株式会社
株式会社日経サービス
日総工業株式会社

株式会社ニッソーネット
日本アスペクトコア株式会社
株式会社日本ケイテム
日本リック株式会社
パーソルテンプスタッフ株式会社
パソコ株式会社
株式会社パソナ
株式会社パソナ HS
株式会社パソナ YBS
株式会社バックスグループ
株式会社ピープル
株式会社ビッグアビリティ
ヒューコムエンジニアリング株式会社
株式会社ヒューマック
株式会社ヒューマン・デザイン
株式会社ヒューマンアイズ
株式会社ヒューマントラスト
ヒューマンリソシア株式会社
株式会社平山
株式会社ファーストステップ
株式会社フォーラムジャパン
フジアルテ株式会社
株式会社フジワーク
ブライザ株式会社
株式会社ブレイブ
北海サポート株式会社
株式会社マイナビワークス
株式会社マインズ
株式会社三越伊勢丹ヒューマン・ソリューションズ
株式会社都工業
ミライク株式会社
株式会社メイツ中国
株式会社メイテックキャスト
株式会社メディカル・プラネット
株式会社メディカルリソース
ライクスタッフィング株式会社
株式会社リクルートスタッフィング
株式会社レソソリューション
株式会社ロータス
株式会社ワイズ
株式会社ワイズ関西
ワークスアイディ株式会社
ワークスタッフ株式会社
株式会社ワークスタッフ
株式会社ワークステーション
株式会社ワット・コンサルティング

人材派遣事業者の皆様へ

優良派遣 事業者認定 取得しませんか？

派遣社員&
派遣先企業へ
アピールに

在留資格
認定証の
申請が簡略化

事業健全性を
客観的に
証明できる！

認定が
必須条件の
入札に
参加できる



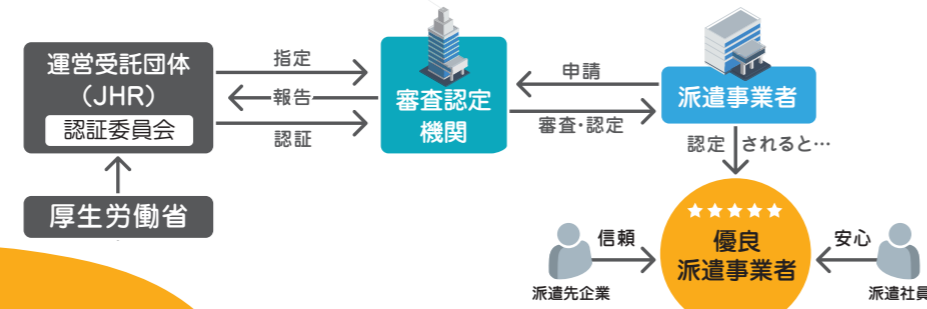
法令遵守、派遣社員のキャリア形成支援や
より良い労働環境の確保、トラブル予防など、
派遣社員と派遣先の双方に安心できるサービス基準を
満たした派遣事業者を「優良派遣事業者」として
認定する制度です。

優良派遣事業者認定とは

どんな制度？

優良な派遣会社を認定する国の事業です。

法令遵守はもちろん、派遣社員のキャリア形成支援やより良い労働環境の確保、派遣先でのトラブル予防など、一定の基準を満たし、派遣社員と派遣先の双方に安心できるサービスを提供している派遣事業者を「優良派遣事業者」として認定します。



担当者の7割が選定基準として重視する認定です

当制度を知っている派遣先企業の担当者のうち、約7割が当制度を選定基準として重視するほど、派遣会社選びにおいて重要なポイントを網羅しています。



申請前にクリアしなければならない優良派遣事業者認定基準(抜粋)

- ✔ **事業体に関する基準**
 - ✔ 事業健全性
 - ✔ 社内監査体制
 - ✔ 情報管理・保護
- ✔ **派遣社員の適正就労とフォローアップに関する基準**
 - ✔ 派遣社員の募集・採用
 - ✔ 派遣社員の安定就労とフォローアップ
 - ✔ 派遣社員の雇用管理
- ✔ **派遣社員のキャリア形成と処遇向上に関する基準**
 - ✔ 派遣社員のキャリア形成に関する基準
 - ✔ 派遣社員の処遇改善に関する基準
- ✔ **派遣先へのサービス提供に関する基準**
 - ✔ 派遣先ニーズへの対応
 - ✔ 派遣先の就業環境の整備
 - ✔ 派遣先でのトラブル予防・是正措置

全81項目を4つの基準で分類

認定を取得すると

自社の事業健全性を第三者の視点で証明できるから…

ビジネスチャンスの拡大に繋がる

当認定取得を参加条件にしている官公庁・団体などの入札案件や、新規の取引条件に取り入れる企業もあるため、認定取得がビジネスの拡大に繋がります。

他社との差別化に！

認定取得すると健全な事業運営や高度な取り組みを行っていることの証明にもなります。ホームページや名刺等、様々なツールにロゴを掲載することで、他の派遣会社と比較した際の差別化にもお使いいただけます。

審査に向けて社員が一丸となり体制やルールの整備を行ったり、認定取得後も優良派遣事業者としてさらに高度な取り組みを行ったりした結果、社内体制の強化はもちろん、社員の意識や会社の風土に変化が見られた企業もあります。当認定への取り組みが人材派遣に関わるうえで重要な社員教育に繋がっているようです。

社内体制の強化や社員教育に

さらに在留資格認定証の申請が簡略手続きに！

当認定の取得企業は外国籍社員の在留資格認定証申請が簡略手続きになる利点も。



STEP 1 フローに沿って申請

厚生労働省から委託を受けた認定委員会指定の審査認定機関を選択し、申請書類の準備や、審査料の支払いなどを行います。

- 審査認定機関選択**

審査内容・手順は全ての審査認定機関で共通ですが、機関により審査料は異なります。公式サイトにて審査認定機関をご確認ください。
- 申請書類作成～申請**

申請に必要な書類を公式サイトよりダウンロードし、期限までに必要書類を準備し、審査認定機関にご提出ください。

【必要書類】

 - ・審査申請書
 - ・申請要件に関する誓約書
 - ・事前確認票
- 審査料支払い**

審査認定機関の指示に従い、審査料をお支払いください。金額・支払期限等は審査認定機関へご確認ください。

STEP 3 審査

審査日が通知されたら、訪問またはオンラインで審査が行われます。

- 審査日通知・決定**

申請を行った審査認定機関より審査日が通知されます。また、事前送付エビデンスは期限までにご提出ください。
- 訪問・オンライン審査**

審査は認定機関の審査員（複数名）が行います。審査項目の説明者（担当者）・説明資料等をご準備ください。審査の所要時間は4～5時間です。
- 審査結果通知**

全審査終了後、各審査認定機関での最終審査より合否を決定後、認定委員会にて認定します。結果の合否は審査認定機関より通知されます。

認定を受けるには？

STEP 1 申請要件をクリアしているかチェック！

- ①申請時に、労働者派遣事業の許可を受けている事業主であること。
(ただし、平成27年9月18日法律第73号附則第6条第1項の定める経過措置の対象となる届出事業主を含む)
- ②直近5年間、労働基準法、職業安定法等の労働関係法令について、重大な違反をしていないこと。
- ③労働者派遣事業の許可・届出後、3年以上の事業実績があること。
- ④直近3年間、税金を滞納していないこと。
- ⑤直近3年間、派遣労働者への給与の遅配がされてないこと。
- ⑥直近3年間、社会保険料及び労働保険料を滞納していないこと。
- ⑦直近3年間において、厚生労働省から以下の命令を受けておらず、かつ3年より以前に以下の命令を受けた場合でも申請時にはすでに命令を解除されていること。
 - I.労働者派遣事業改善命令（労働者派遣法第49条第1項）
 - II.労働者派遣事業停止命令（労働者派遣法第14条第2項ないし第21条第2項）
- ⑧認定日の属する月の前月から遡る12か月間において違法な法定時間外労働および休日労働がないこと。
- ⑨その他、本制度の趣旨に照らして問題となる事実が認められないこと。



申請スケジュール

申請・認定は前期・後期の年2回です。最新のチェックリストに関する説明会も開催しています。日程・会場については公式サイトでご確認ください。

	チェックリスト公開	審査認定機関発表	全国説明会	申請受付	審査	結果発表
前期		5-6月		6月	7-8月	9月
後期	6-7月	7月	8-9月	10-11月	12-1月	3月

STEP 4 認定

申請いただいた審査認定機関より、認定証が発行され、優良認定事業者となります。有効期間は3年です。

申請に関する詳細は公式サイトへ

認定基準チェックリストや事例集、申請ガイドブック等もご覧いただけます。

Q | 優良派遣 Search